

秦野市伊勢原市環境衛生組合契約規則

(昭和45年3月31日 規則第4号)

改正 昭和46年3月26日 規則第2号

昭和50年4月11日 規則第1号

第1条 秦野市伊勢原市環境衛生組合における売買、貸借、請負その他の契約については、別に定めがあるもののほか、秦野市の例による。

附 則

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年3月26日規則第2号)

この規則は、秦野市伊勢原市清掃組合規約を施行する日から施行する。

附 則 (昭和50年4月11日規則第1号)

この規則は、秦野市伊勢原市環境衛生組合規約を施行する日から施行する。